

説明 コミュニティバス「広陵元気号中央幹線」及び「のるーと広陵元気号」の運行経費に対する令和7年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について、**国の令和7年度補正予算成立に伴い、本町が「地域公共交通利便増進実施計画」の認定を受けていることから、補助上限額の上乗せ**がありました。

補助額算定区分		計算式	補助上限額
		(非DID地区人口12,323人)	
通常の補助の場合		対象人口×90円+100万円(定額)	2,109千円
交通計画を策定している場合		対象人口×120円+230万円(定額)	3,778千円
利便増進計画を策定している場合		対象人口×240円+400万円(定額)	6,957千円

補正予算成立による上乗せ

18,267千円の上乗せ

補助額算定区分	計算式	補助上限額
利便増進計画を策定している場合	フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2	25,224千円

補助の内訳	当初予定	補正予算成立後	(参考)令和6年度
広陵元気号中央幹線 補助上限額	3,596千円	13,039千円	11,227千円
のるーと広陵元気号 補助上限額	3,361千円	12,185千円	11,847千円
コミュニティバス全体 補助上限額	6,957千円	25,224千円	23,075千円

参考 当町では地域公共交通のマスタープランである「広陵町地域公共交通計画（令和3年度策定）」及びアクションプランとなる「**広陵町地域公共交通利便増進計画(令和5年度策定)**」を策定済みです。
県内で利便増進計画を策定済みの自治体は、本町のほか、五條市、生駒市のみです（令和7年10月末時点）。